


愛玩動物看護師法の施行に向けた検討状況について

MAFF
Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

 **環境省**
Ministry of the Environment

環境省

(令和3年7月)

愛玩動物看護師法の概要

本法成立の背景

- ・獣医療の内容の高度化、多様化→診療現場でのチーム獣医療に果たす役割への期待
- ・犬・猫の飼養頭数は、15歳未満人口を上回る約1,900万頭→飼い主による健康管理やしつけの重要性
- ・動物を介在した福祉、教育等の諸活動への期待

愛玩動物に関する

- ・獣医療の普及・向上
- ・適正な飼養



認定動物看護師（民間の統一資格）：約2万5千人
（2021年3月1日現在）

主な内容

愛玩動物*の看護等の業務に従事する者の資質向上・業務の適正を図るため、愛玩動物看護師の資格を定める
*愛玩動物：獣医師法第17条に規定する飼育動物のうち、犬、猫その他政令で定める動物（愛玩鳥を予定）

愛玩動物看護師の業務

- ・獣医師の指示の下に行われる愛玩動物の診療の補助
（獣医師法第17条の規定にかかわらず実施可能）
- ・愛玩動物の世話その他の看護
- ・愛玩動物の愛護・適正な飼養に係る助言その他の支援

- ・愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称の使用制限

愛玩動物看護師の免許

- ・愛玩動物看護師国家試験に合格
- ・主務大臣の免許
- ・主務大臣は、登録機関及び試験機関を指定できる
- ・知識の修得等の受験資格を規定

主務大臣：農林水産大臣及び環境大臣

愛玩動物看護師の業務範囲（イメージ）

獣医療

診療

- 手術、X線検査、診察等に基づく診断など

獣医師のみ
実施可能

愛玩動物看護師
のみ実施可能
(獣医師も引き続き実施可能)

診療の補助

- **獣医師の指示の下に行う**採血、投薬（経口など）、マイクロチップ挿入、カテーテルによる採尿など

愛玩動物の看護

- 入院動物の世話、診断を伴わない検査など

愛玩動物看護師の業務

愛玩動物の愛護・適正飼養に関する助言等

- 動物の日常の手入れに関する指導・助言（グルーミング、爪切り、歯磨き等）
- 人と動物の共生に必要な基本的なしつけ（適切な社会化を促す為の教室の開催）
- 動物介在教育（AAE）への支援（小学校等を訪問し学習活動をサポート）
- 動物介在活動（AAA）への支援（高齢者施設等でのセラピー活動）
- 動物飼養困難者（高齢者等）への飼育支援（家庭訪問、電話等で飼育に関する助言）
- 災害発生時の被災動物適正飼養の為の支援（地方自治体との連携協力）
- 動物のライフステージに合わせた栄養管理（ペットショップ等での食事相談） など

愛玩動物看護師
以外も実施可能

その他一般業務

- 診察受付・院内の衛生管理・備品の在庫管理など

愛玩動物看護師カリキュラム等検討会について

1. 検討会の目的

法に規定する愛玩動物看護師の養成に必要な科目や国家試験等の法施行に必要な事項の検討を目的に設置

2. 経過

愛玩動物看護師カリキュラム等検討会

回次	主な議事
第1回検討会 (R2.8.24)	<ul style="list-style-type: none"> 検討会における具体的な検討事項の案について 今後の議論の進め方の案について
第2回検討会 (R2.9.28)	<ul style="list-style-type: none"> ワーキングチーム(WT)の設置について 愛玩動物看護師に求められる役割、知識及び技能について
第3回検討会 (R2.10.19)	<ul style="list-style-type: none"> WTの検討の進め方の見直しについて (WT構成員の追加、検討会での検討事項の追加等) 愛玩動物看護師のカリキュラム等に関する基本的な考え方について 法第2条第1項の「その他政令で定める動物」について
第4回検討会 (R2.12.14)	<ul style="list-style-type: none"> 受験資格の特例について 現任者の範囲について 実務経験の換算・証明方法等について
第5回検討会 (R3.3.22)	<ul style="list-style-type: none"> 検討会報告書のとりまとめ

愛玩動物看護師カリキュラム等検討会ワーキングチーム

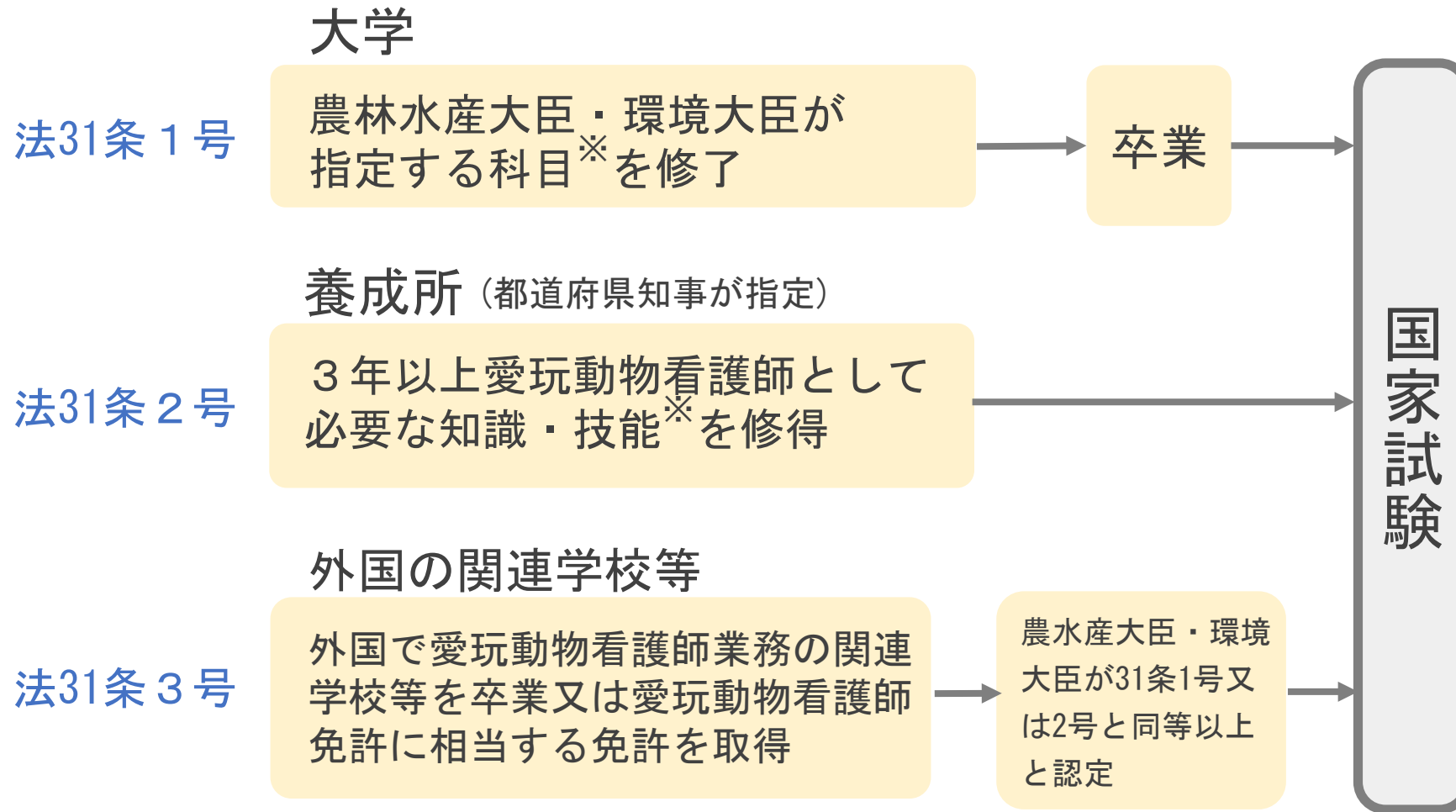
回次	主な議事
第1回WT (R2.11.12)	<ul style="list-style-type: none"> 大学及び養成所において履修すべき科目等について 外国の関連学校卒業者等の受験資格について
第2回WT (R3.1.8)	<ul style="list-style-type: none"> 愛玩動物看護師の養成に必要な科目及び到達目標について 国家試験及び予備試験について
第3回WT (R3.2.4)	<ul style="list-style-type: none"> 法附則第2条第1号の主務大臣が指定する科目、養成所で修得すべき知識及び技能について 法附則第2条第1号及び法附則第3条第2項の主務大臣が指定する講習会について
第4回WT (R3.2.26)	<ul style="list-style-type: none"> WT報告書のとりまとめ

3. 検討会報告書の内容

- 愛玩動物看護師に求められる役割、知識及び技能(診療の補助、愛玩動物の看護、愛玩動物の愛護・適正飼養に関する助言等)
- 大学及び養成所の履修科目: 基礎動物学、基礎動物看護学、臨床動物看護学、愛護・適正飼養学及び実習の5科目群に区分される31科目
- 国家試験: マークシート方式とし、試験日数は1日間(200問~240問目安)
- 受験資格の特例: (既卒者・在学者)⇒認定動物看護師コアカリキュラムと同等以上の内容の履修者
(現任者)⇒愛玩動物の看護、愛玩動物の飼養者等に対する愛護・適正飼養に係る助言等の業務を5年以上
(例えば、常態として週1日以上勤務している期間を通算)行っている者
- 講習会: 時間数は30時間を目安とし、オンラインでの実施も可

通常ルート

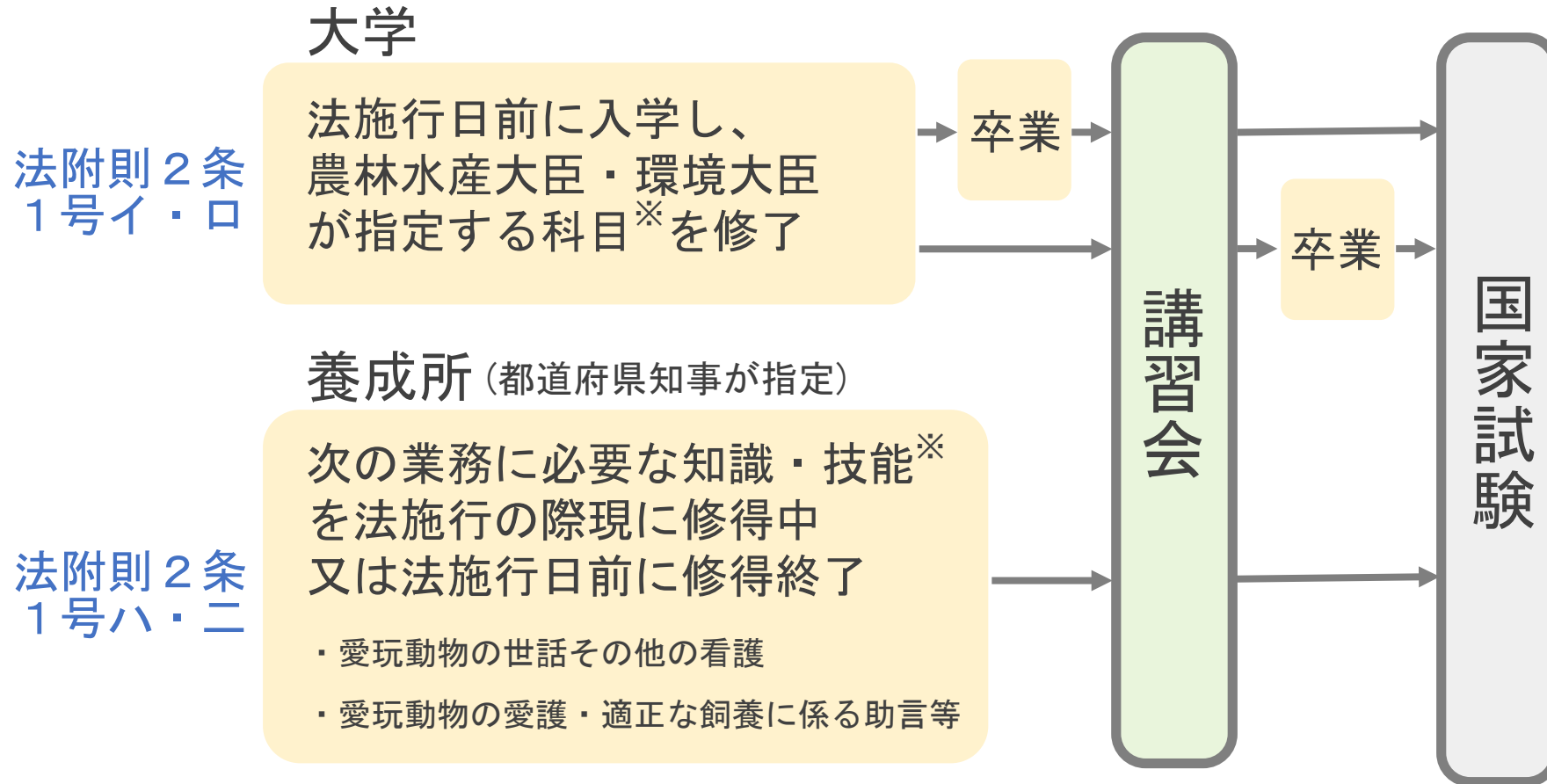
愛玩動物看護師を養成する大学や指定を受けた養成所を卒業等



※ 基礎動物学、基礎動物看護学、臨床動物看護学、愛護・適正飼養学及び実習の5科目群に区分される31科目

既卒者・在学者ルート

大学・養成所の既卒者・在学者が **令和9年4月末日までに** 講習会を修了



※ 認定動物看護師教育コアカリキュラム2019と同等以上の内容

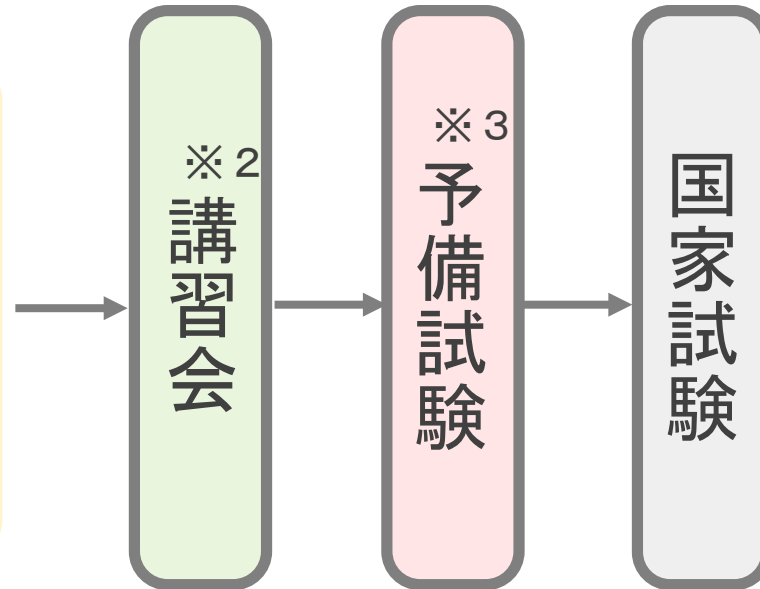
現任者ルート

未就学者等が講習会を修了後、**令和9年4月末日までの間**
行われる予備試験に合格

法附則3条2項

次の実務経験を5年以上
業として行った者等※¹

- ・ 愛玩動物の世話その他の看護
- ・ 愛玩動物の愛護・適正な飼養
に係る助言その他の支援



※¹ 農林水産大臣及び環境大臣が実務経験者と同等以上の経験を有すると認める者を含む

※² 講習会の課程は農林水産大臣・環境大臣が指定

※³ 予備試験に合格した者は、令和9年5月以降も国家試験を受験することが可能

大学及び養成所において履修すべき科目

分類	科目			
基礎動物学	動物形態機能学	動物繁殖学	生命倫理・動物福祉 (コアカリ：動物福祉・倫理)	比較動物学 (コアカリ：産業動物学・ 実験動物学・野生動物学)
	動物行動学	動物栄養学 (コアカリ：動物臨床栄養学)	動物愛護・適正飼養関連法規 (コアカリ：動物医療関連法規)	動物看護関連法規 (コアカリ：動物医療関連法規)
基礎動物看護学	動物看護学概論	動物病理学	動物薬理学	動物感染症学
	公衆衛生学			
臨床動物看護学	動物内科看護学	動物外科看護学	動物臨床看護学総論	動物臨床看護学各論
	動物臨床検査学	動物医療 コミュニケーション		
愛護・適正飼養学	愛玩動物学 (コアカリ：伴侶動物学)	人と動物の関係学 (コアカリ：人間動物関係学)	適正飼養指導論	動物生活環境学
	ペット関連産業概論			
実習	動物形態機能学実習	動物内科看護学実習	動物臨床検査学実習	動物外科看護学実習
	動物臨床看護学実習	動物愛護・適正飼養実習	動物看護総合実習	

- ◆ 認定動物看護師教育コアカリキュラム2019から名称が変わったものについては括弧書きで記載している。
- ◆ 認定動物看護師教育コアカリキュラム2019と比較し新規の科目は、セルをオレンジ色としている。
- ◆ 養成所においては、全科目の合計の授業時間数の下限を1,800時間とする。

既卒者・在学者の受験資格特例(法附則第2条)の適用に必要な科目(イメージ)

分類	科目			
基礎動物学	動物形態機能学	動物繁殖学	生命倫理・動物福祉 (コアカリ：動物福祉・倫理)	比較動物学 (コアカリ：産業動物学・ 実験動物学・野生動物学)
	動物行動学	動物栄養学 (コアカリ：動物臨床栄養学)	動物愛護・適正飼養関連法規 (コアカリ：動物医療関連法規)	動物看護関連法規 (コアカリ：動物医療関連法規)
基礎動物看護学	動物看護学概論	動物病理学	動物薬理学	動物感染症学
	公衆衛生学			
臨床動物看護学	動物内科看護学	動物外科看護学	動物臨床看護学総論	動物臨床看護学各論
	動物臨床検査学	動物医療 コミュニケーション		
愛護・適正飼養学	愛玩動物学 (コアカリ：伴侶動物学)	人と動物の関係学 (コアカリ：人間動物関係学)	適正飼養指導論	動物生活環境学
	ペット関連産業概論			
実習	動物形態機能学実習	動物内科看護学実習	動物臨床検査学実習	動物外科看護学実習
	動物臨床看護学実習	動物愛護・適正飼養実習	動物看護総合実習	

- ◆ 黄色ハイライトは、「認定動物看護師教育コアカリキュラム2019」に含まれる科目
- ◆ 科目名称は上記に縛られず、履修内容を個別評価し特例の適用が判断される
- ◆ 養成所においては、「認定動物看護師教育コアカリキュラム2019」に係る授業時間数の下限を1,650時間とする。

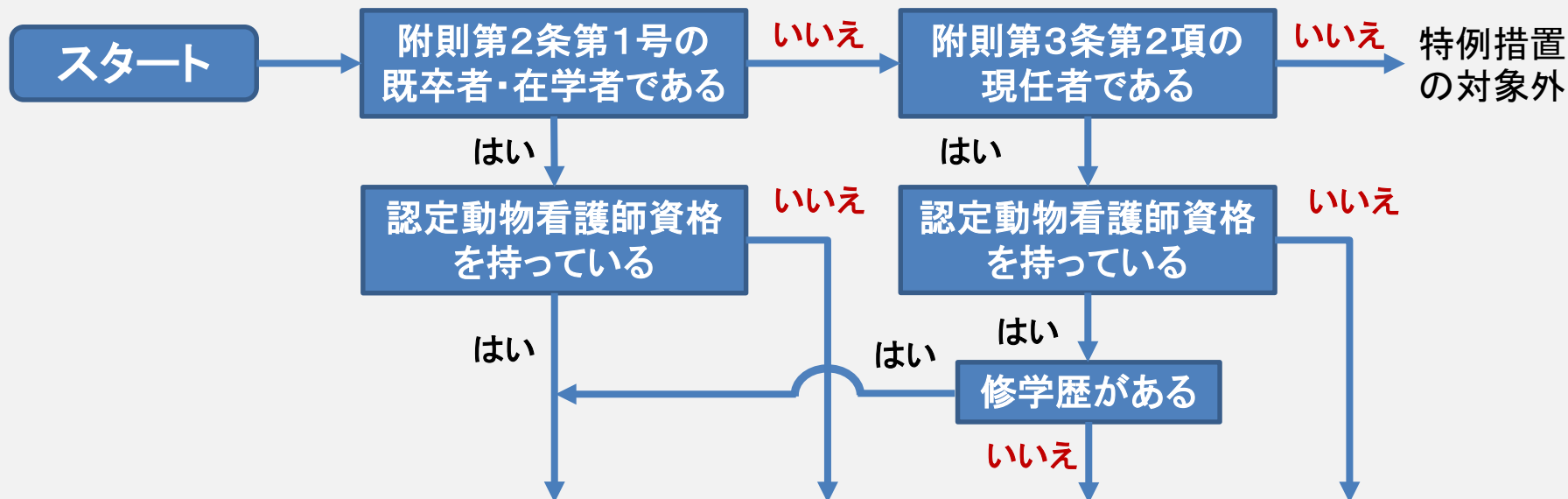
講習会で履修する内容(イメージ)

分類	科目			
基礎動物学	動物形態機能学	動物繁殖学	生命倫理・動物福祉 (コアカリ：動物福祉・倫理)	比較動物学 (コアカリ：産業動物学・ 実験動物学・野生動物学)
	動物行動学	動物栄養学 (コアカリ：動物臨床栄養学)	動物愛護・適正飼養関連法規 (コアカリ：動物医療関連法規)	動物看護関連法規 (コアカリ：動物医療関連法規)
基礎動物看護学	動物看護学概論	動物病理学	動物薬理学	動物感染症学
	公衆衛生学			
臨床動物看護学	動物内科看護学	動物外科看護学	動物臨床看護学総論	動物臨床看護学各論
	動物臨床検査学	動物医療 コミュニケーション		
愛護・適正飼養学	愛玩動物学 (コアカリ：伴侶動物学)	人と動物の関係学 (コアカリ：人間動物関係学)	適正飼養指導論	動物生活環境学
	ペット関連産業概論			
実習	動物形態機能学実習	動物内科看護学実習	動物臨床検査学実習	動物外科看護学実習
	動物臨床看護学実習	動物愛護・適正飼養実習	動物看護総合実習	

◆ 緑色ハイライトの科目のうち、以下に関連する内容を履修する。

1. 愛玩動物看護師の職責
2. 獣医療分野及び愛護適正飼養分野の関連法規
3. 診療の補助に関する技能
4. 愛護・適正飼養に関する基本的な知識・技能
5. 業務の実践に必要な理論
6. 業務の実践

講習会の受講区分について



講習科目	受講区分①	受講区分②	受講区分③	受講区分④
愛玩動物看護師の職責	○	○	○	○
獣医療及び愛護適正飼養分野の関連法規	○	○	○	○
診療の補助に関する技能	○	○	○	○
愛護・適正飼養に関する基本的な知識	○	○	○	○
業務の実践に必要な理論			○	○
業務の実践		○		○

国家試験及び予備試験

項目	国家試験	予備試験
出題範囲	出題範囲として試験科目を定め、その内容は、大学及び養成所において履修すべき科目から実習科目を除いたものとする。	
出題方式	マークシート式の筆記試験	
問題の性質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必須問題※1 ・ 一般問題 ・ 実地問題※2 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必須問題※1 ・ 実地問題※2
試験日数	1日間	半日程度
問題数	全問題数 200～240問（目安） うち必須問題は50問程度 うち実地問題は全体の25%程度	全問題数 100～120問（目安）
合格基準	必須問題の正答率：70%以上 その他の問題の正答率：60%以上	全体正答率:60%以上
配点	1問1点	

※1 愛玩動物看護師として特に重要かつ基本的な事項を問う問題

※2 現場で実際に起こり得る症例・事例に対する対処方法等の総合的な事項を問う問題

現任者の範囲について

- 獣医療法第3条に規定する飼育動物診療施設[※]において、愛玩動物の看護、愛玩動物の飼養者等に対する愛護・適正飼養に係る助言等の業務を行う者
- 動物の愛護及び管理に関する法律第10条に規定する第1種動物取扱業の動物取扱責任者[※]として、愛玩動物の看護、愛玩動物の飼養者等に対する愛護・適正飼養に係る助言等の業務を行う者
- 上記以外の者で動物看護に係る知識及び技能[※]を有し、一般職員とは区別されて動物看護に係る業務に従事する者

※ 愛玩動物看護師法第2条第1項に規定する愛玩動物(犬、猫、その他政令で定める動物)を対象としているものに限る

主務大臣が「現任者と同等以上の経験」として認める期間について

- 動物看護に係る知識及び技能[※]について教育する学校その他の教育機関において、動物看護師に必要な知識及び技能の教員として愛玩動物の看護、愛玩動物の飼養者等に対する愛護・適正飼養に係る助言等の業務の指導に従事した期間
- 法附則第2条第1号の「いわゆる既卒者・在学者」ではないが、動物看護に係る知識及び技能を修める大学又は動物看護師を養成することを目的とする養成所において、法施行前に入学し、修学した期間
(ただし、卒業要件を満たす年数に限る。)
- 国又は地方公共団体の公務員として、獣医師法・獣医療法令又は動物愛護管理法令の施行事務に従事した期間

※ 愛玩動物看護師法第2条第1項に規定する愛玩動物(犬、猫、その他政令で定める動物)を対象としているものに限る

実務経験の換算方法及び実務経験を有することの証明

実務経験5年の換算方法

原則として、雇用契約に基づいて業務に従事した期間（例えば常態として週1日以上勤務であった期間）とする。なお、**実務経験の5年は連続した5年である必要はなく、業務に従事した期間が通算5年以上であればよい**こととする。

実務経験を有することの証明

実務経験を有することの証明に当たっては、当該行為を業として行っていることについて、施設・事業所・団体の代表者による証明書の提出を求めることとする。また、所属していた施設・事業所・団体が廃業（閉鎖）した場合等にも配慮することとする。

愛玩動物看護師法 施行スケジュール(想定)

